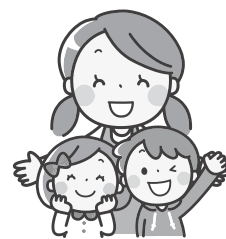


令和4年度 保育所（園）入所案内



1 保育所（園）とは

保育所（園）とは、児童の保護者のいずれもが、次の「**保育を必要とする事由**」により児童の保育が必要である場合に、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。

したがって、**小学校入学準備のためや集団生活に慣れさせるため、下の子に手がかかる等の理由では入所の対象とはなりません。**

◇この案内での保育所（園）とは、「認可保育所」、「認定こども園（保育部分）」、「地域型保育事業（小規模保育事業）」をいいます。それぞれの主な特徴は次のとおりです。

認可保育所 施設の広さや保育士の数などの一定基準を満たして認可された保育施設です。

認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

地域型保育事業（小規模保育事業） 0～2歳児の子どもを少人数で預かる事業（施設）です。

2 保育所（園）の利用申込みができる方とは

- ◇紀の川市に在住し、住民登録をしている保護者（申請者）・児童であること
- ◇児童の保護者が下記の「保育を必要とする事由」に該当する理由があること
- ◇児童が受入年齢に達していること（「紀の川市保育所（園）一覧表（P12）」参照）

「保育を必要とする事由」

- ☐ 常態的に就労している場合（パートタイム、内職、夜間の労働なども含まれます）
- ☐ 妊娠中であるか又は出産後間もないこと
- ☐ 保護者の疾病又は障害があること
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護又は看護（1日4時間以上、常態的に看護を必要とする場合）
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合
- ☐ 就学（職業訓練学校などにおける職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用する子どもがいて、継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が児童を保育することが出来る場合、利用の優先度が調整される場合があります。

なお、上記のような理由により申込みしていただきましても、次の場合は入所できませんのでご承知ください。

- ・入所希望者が定員を超えた場合
- ・家庭で保育のできない理由が認められない場合
- ・虚偽の申込みがあった場合
- ・感染性疾患を有する場合
- ・身体虚弱のため、保育に堪えない場合
- ・集団保育が困難と判断される場合



住いも 甘いも
紀の川市

③ 入所申込み～決定までの流れ ※各フローの時期は4月1日利用の新規申込みをする際の目安です。

①入所申込み（11月）

入所申込みの受付は、紀の川市役所にて行います。

日程は「紀の川市保育所（園）一覧表（P12）」でご確認いただき、必ず入所児童同伴でお越しください。
また、やむをえない理由により受付日当日に来られない方は、事前に紀の川市役所こども課へご連絡ください。

<入所申込みに必要な書類>

- （１）保育所入所申込書（兼教育・保育給付認定申請書）※入所児童1人につき、1枚必要です。
- （２）児童の保育が必要であることを証明する書類 ※同居をしている65歳未満の祖父母についても証明が必要
※児童の保育が必要であることを証明する書類は必要に応じて各自コピーし、1人につき1枚添付してください。
- （３）保育所入所児童問診表
- （４）市町村民税課税（非課税）証明書 ※転入世帯のみ（詳しくはP4⑥）
- （５）申請者のマイナンバーおよび本人確認書類
（マイナンバーカード持参の場合は1点でのみで確認ができます。通知カード持参の場合は運転免許証など、顔写真が付いた本人確認ができるもの1点、もしくは、健康保険証・年金手帳など本人確認ができるもの2点が併せて必要となります。）

◇なお、転園を希望される方も新規申込みと同じ手続きとなります。



★必要書類が不備の場合、受付できませんのでご注意ください。

②申請内容の確認・保育の必要性の認定・利用調整（12月～1月）

申請書類に不明な点がある場合は、電話確認等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
書類審査を行い、市の利用調整基準に基づいて保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から保育所（園）の利用が内定します。



③利用調整結果通知（内定）（2月上旬）

利用調整の結果、内定者には「施設利用内定通知書」を郵送いたします。
また、内定とならなかった方には「保育所（園）入所申込にかかる調査票」を郵送いたします。



★内定した施設で入所についての説明会が行われます。各施設から通知が届きます。

④利用契約決定・利用者負担額決定（3月上旬）

令和3年度の市町村民税額を基に保育料を算定し、「利用契約決定通知書」にて併せて通知いたします。



⑤利用開始（4月）



④ 年度途中入所（入所日は各月初日）

（１）申込書提出期間…入所希望月の2か月前の1日～入所希望月の前月の10日

（２）申込書提出場所…紀の川市役所こども課

◇申込みを希望される方は事前に空き状況の確認や、保育所（園）の見学などをしていただいたうえで申込みされることをおすすめします。

※見学については各保育所（園）へ直接お問い合わせください。

5 児童の保育が必要であることを証明する書類について

◇父母それぞれの「保育を必要とする事由」を証明する書類を提出してください。

◇同居をしている65歳未満の祖父母についても書類が必要です。

保育を必要とする事由	提出が必要な書類
就 労 (週3日以上、月64時間以上)	就労証明書 ※勤務先の証明が必要です。
就 労 (内職) (週3日以上、月64時間以上)	内職証明書 ※雇用先の証明が必要です。 内職での収入が月に15,000円程度必要です。
自営業 (経営者) (週3日以上、月64時間以上)	①自営申立書 (経営者用) ②自営業を証明する書類
自営業 (専従者・協力者) (週3日以上、月64時間以上) ※経営者が3親等以内の場合、自 営扱いとなります。(株式会社・ 有限会社を除く) △下記に注意事項あり	①自営申立書 (専従者・協力者用) ※経営者 (事業主) の証明が必要です。 ②自営業を証明する書類 ③自営業での収入が確認できる書類 (確定申告書で「専従者控除」として名前が記入されているもの・市 申告書・給与明細書・その他入金したことがわかるもの)
妊娠・出産 (出産(予定)月と前後2ヶ月)	母子健康手帳の写し ※氏名と出産予定日が記載されているページの写し
保護者の疾病 (概ね1ヶ月以上の入院、長期加療を要する場合)	①疾病・障害・介護・看護申立書 ②医師の診断書 (任意様式)
保護者の障害	①疾病・障害・介護・看護申立書 ②障害者手帳の写し
介護・看護 (1日4時間以上、常態的に介護・ 看護している場合)	①疾病・障害・介護・看護申立書 ②被介護 (看護) 者の介護・看護の必要性がわかる書類 ※医師の診断書、障害者手帳、介護保険証の写し 等
就 学 (職業訓練も含む)	①学生証の写し ※入学予定の場合は「合格通知書」の写し ②カリキュラム表の写し
災害復旧	罹災証明書
求職活動 (認定期間は3ヶ月)	求職活動申立書
育児休業中 (継続入所の場合のみ)	育児休業証明書 ※育児・介護休業法に基づく場合のみ。

⚠ 注意事項

※就労とは、継続的に収入を伴う労働です。次の就労については、保育の適正実施の観点から、月64時間以上の就労証明書 (自営申立書) が提出されても、保育が必要な就労として認めることができません。

①無給 (現物支給) または勤務時間に対して著しく収入の低い仕事。

②自家消費のための農業手伝い。

ただし、3歳児以上の保護者で、自営業 (専従者・協力者) で収入の確認が申告書や給与報告書等で確認できない場合は、「保育短時間」での保育が可能となる場合がありますので、こども課までご相談ください。

6 保育料算定に必要な書類

申込み時点で紀の川市に転入していない世帯

- ◇申請書にマイナンバーを記入いただくことで、市町村民税課税証明書の提出は不要となりますが、申込み時点で紀の川市に転入していない方については、市町村民税課税証明書を提出してください。
- ◇提出書類は、住民登録された時期（転入時期）や入所希望月により異なります。
- ※父母それぞれの書類が必要です。
- ※非課税の場合は非課税証明書を提出してください。

▼令和3年1月2日～令和4年1月1日に、紀の川市に住民登録された方

入所希望月	必要書類
4月～8月入所	令和3年度市町村民税 課税証明書（令和2年中の所得）
9月～3月入所	不要

▼令和4年1月2日以降に、紀の川市に住民登録された方

入所希望月	必要書類
4月～8月入所	令和3年度市町村民税 課税証明書（令和2年中の所得）
9月～3月入所	令和4年度市町村民税 課税証明書（令和3年中の所得）

兄弟が幼稚園等に入園・ひとり親・在宅障害児（者）のいる世帯

- ◇保育料が軽減されることがありますので、必要書類を添付してください。
 - ☐兄弟が幼稚園等に入園している世帯…入所施設の通園証明書
 - ☐ひとり親世帯…児童扶養手当受給者証の写し又はひとり親家庭医療受給者証の写し
 - ☐在宅障害児（者）のいる世帯…障害者手帳、療育手帳などの写し
- ※適用は提出日の翌月からの認定となりますのでご注意ください。

第2子以降の児童が入所する場合「紀州っ子いっぱいサポート」

- ◇「紀州っ子いっぱいサポート」とは、少子化社会の中で積極的に子どもを生み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、その世帯における就業及び子育ての両立を支援することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とした和歌山県の事業です。
- 別途申請が必要となります。該当者であっても、申請がない場合は無償になりません。また、申請書が提出されていても、該当しない場合があります。

区 分	無償化の対象者	無償化の対象となる項目
1号認定 （教育認定 満3歳～5歳以上） 2号認定 （保育認定 3歳児～5歳児）	・同一世帯内の第3子以降の児童	副食費
2・3号認定 （保育認定 0歳児～2歳児）	・同一世帯内の第2子の児童で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合。 ・同一世帯内の3子以降の児童	保育料

※適用は提出日の翌月からの認定となりますのでご注意ください。

7 教育・保育給付認定について

◇保育所（園）を利用するには、子ども・子育て支援法における「教育・保育給付認定」を受けることが必要です。

◇教育・保育給付認定とは、保育所（園）の利用を希望する保護者の申請を受けて、市がその児童の「保育の必要性」や「保育の必要量」「保育所を利用する期間」を認定するものです。内容を審査し、認定します。

紀の川市では、保育所（園）の入所申込書が教育・保育給付認定の申請を兼ねたものになっているため、認定を受けるための申請を別途行う必要はありません。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設や事業
1号認定	満3歳以上で「教育」を希望する場合	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し「保育」を希望する場合	認可保育所、認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し「保育」を希望する場合	認可保育所、認定こども園（保育部分） 地域型保育事業（小規模保育事業）等

【保育必要量】

◇支給認定では、保護者の就労時間や「保育を必要とする事由」により、保育所（園）の基本利用時間となる「保育必要量」も決定します。保育必要量には2つの区分があり、保育料も異なります。

※各保育所（園）別の保育時間は、「紀の川市保育所（園）一覧表（P12）」をご覧ください。

保育必要量の区分	利用時間	認定要件
保育標準時間	最長11時間	○就労（原則月120時間以上） ○災害復旧 ○妊娠・出産 ○虐待やDV
保育短時間	最長8時間	○就労（月64時間以上120時間未満） ○求職活動 ○育児休業中

○保護者の疾病・障害、○看護・介護、○就学の場合は状況に応じて保育必要量を認定します。

保育標準時間

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
利用可能な11時間（最長）												延長保育

保育短時間

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
延長保育	利用可能な8時間（最長）										延長保育	

*上記イメージは公立保育所の場合です。私立保育園では異なる場合があります。

*延長保育部分は保育料とは別に延長保育料の負担が発生します（公立は30分あたり100円）。

8 幼児教育・保育の無償化について

(1) 制度の概要

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、幼稚園及び保育所等の利用料（保育料・授業料）が、令和元年10月1日から無償化されました。

(2) 対象者・無償化範囲

対象者及び無償化の対象範囲は以下のとおりです。なお、給食費や教材費、行事費、通園送迎費等は、無償化の対象外となるため、引き続き保護者負担となります。

利用施設等	対象児童
保育所（園）	3歳児～5歳児（2号認定） 0歳児～2歳児（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯の児童
認定こども園	満3～5歳以上（1号認定） 3歳児～5歳児（2号認定） 0歳児～2歳児（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯の児童
地域型保育事業（小規模保育事業）	0歳児～2歳児（2・3号認定）で市町村民税非課税世帯の児童

(3) 主食費・副食費の取扱いについて

① 主食費の料金について

3歳児以上の児童は、主食費（ごはん、パン等の費用）として各施設で定められた額を徴収します。

② 副食費の料金設定および納付方法について

3歳児以上の児童は、副食費（おかず代、おやつや牛乳、お茶代の費用）の料金設定について、「各施設において実際に提供に要した材料費を勘案して定める」としています。また、「施設において保護者から直接徴収する」とされていますので、設定料金や納付方法が各施設で異なりますので、あらかじめご確認ください。

③ 副食費の免除対象者

1号及び2号認定のうち、以下の世帯の子どもに係る副食費は免除となりますので、施設での徴収は行いません。

認定区分	市民税所得割課税額	第1子、第2子	第3子以降
1号	77,101 円未満	免除	
	77,101 円以上	副食費あり	免除
2号	57,700 円未満	免除	
	57,700 円以上	副食費あり	免除
2号（ひとり親世帯等※）	77,101 円未満	免除	

※1号認定と2号認定とで、国が想定している世帯状況が異なるため、免除となる税額が異なります。

※前年分の所得税等の申告をしていない等、市町村民税額が確認できない場合は、免除が受けられない場合があります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）及び在宅障がい児（者）のいる世帯で要件を満たす場合です。適用には別途添付書類が必要となります。

9 利用者負担額について

◇保育料は、市町村民税所得割課税額（父母の合計所得金額が96万円未満等で同居の祖父母等が家計の主宰者であると判断した場合は祖父母等も合算対象）および児童の年齢等により決定します。未申告等で税額が不明な場合は、最高階層で決定を行うこととなりますのでご注意ください。また、保育料の切替時期は9月となります。

令和3年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度市町村民税を基に算定					令和4年度市町村民税を基に算定						

<参考> 保育料徴収基準額表（保育認定、2号・3号認定）

保護者の属する世帯の階層区分（各月初日）			保育料（月額）（2号・3号認定）	
階層区分	定 義		年齢児（年度当初）および保育必要量	
			2歳児以下	
			標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第2*階層	ひとり親世帯等		0円	0円
第3階層	市町村民税所得割額の区分	48,600円未満	15,600円	15,500円
第3*階層		ひとり親世帯等	7,200円	7,200円
第4A階層		77,101円未満	24,000円	23,700円
第4A*階層		ひとり親世帯等	7,200円	7,200円
第4B階層		97,000円未満	24,000円	23,700円
第5階層		169,000円未満	35,600円	35,200円
第6階層		301,000円未満	48,800円	48,100円
第7階層		397,000円未満	64,000円	63,000円
第8階層		397,000円以上	74,800円	73,600円

- 生活保護法による被保護世帯に該当する方は受給証明書を添付してください。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）及び在宅障がい児（者）のいる世帯で要件を満たす場合です。適用には別途添付書類が必要となります。
- 入所児童（幼稚園等に入園されている児童を含む。その場合は通園している証明書の添付が必要）が2人以上いる場合は、2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、所得割額が57,700円未満で、生計が同じである子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関係なく2人目は半額、3人目以降は無料となります。また、第1階層から第4A階層までのひとり親世帯等の場合で、生計が同じである子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関係なく2人目以降は無料となります。
- 世帯員や世帯状況に変更があった場合、届け出が必要となります。

10 保育料の納付方法

◇保育料の納付には、便利で安心な「口座振替」をご利用ください。

◇預貯金口座振替依頼書に必要事項に記入捺印のうえ、下記金融機関の窓口に提出してください。

◇口座振替日は**毎月25日**です。（金融機関の休業日となる場合は、翌営業日となります。）

※口座振替の手続を行わない場合、納付書での納付となります。

◇なお、在園児の方で既に口座振替を利用いただいている場合や、兄弟が保育所（園）に通っており手続済みの場合は、指定の口座から引続き振替しますので、手続きは不要です。

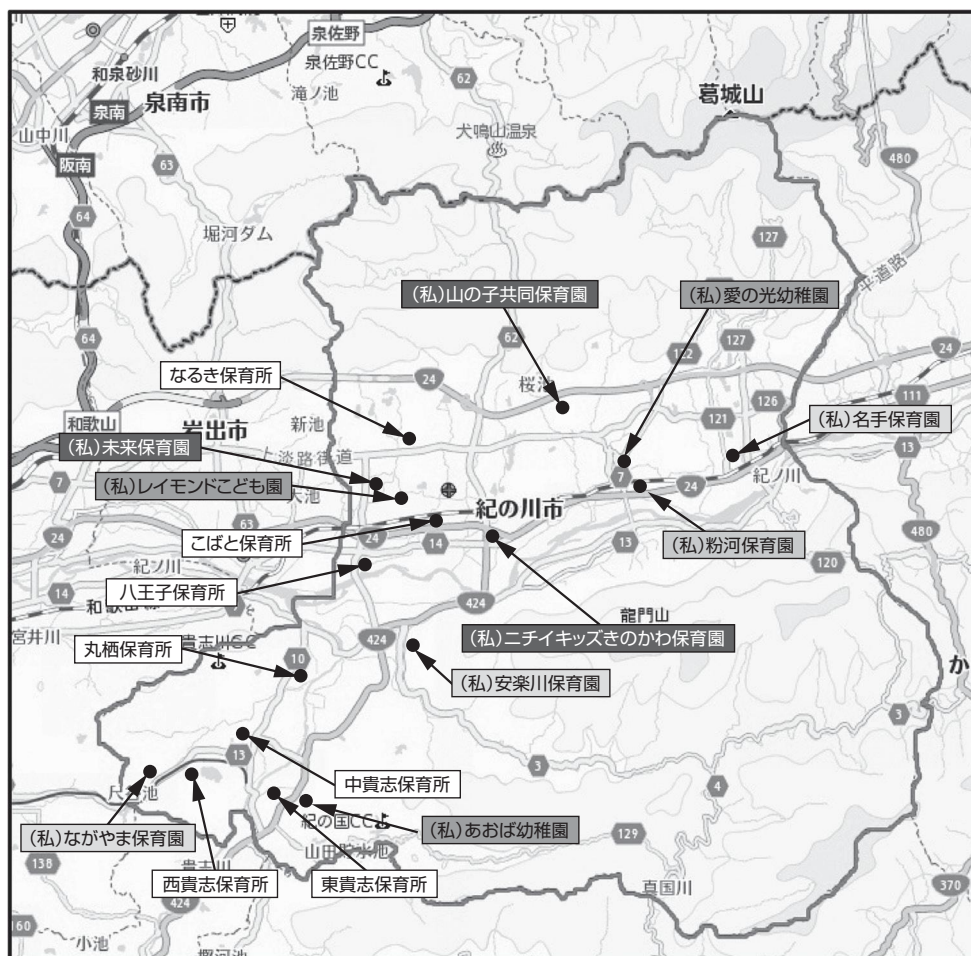
ただし、保護者が変更になった場合など、手続が必要になる場合があります。

【取扱金融機関】

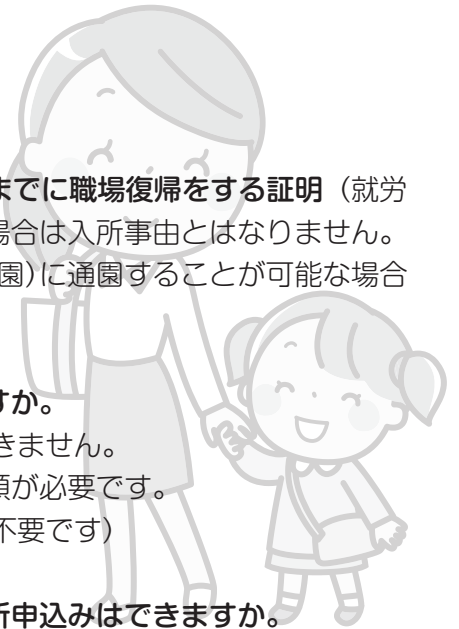
・紀の里農業協同組合 ・紀陽銀行 ・南都銀行 ・きのくに信用金庫 ・近畿労働金庫
・池田泉州銀行 ・ゆうちょ銀行

- 私立保育園の副食費、認定こども園・小規模保育施設の利用料金は直接施設への支払いになります。
- 再三の連絡にも関わらず、保育料の滞納が続く場合は、地方税と同様に滞納処分を行うことになります。
- 納付が困難な場合は、保護者が支給される児童手当から滞納している保育料に充てることができます
- 令和3年4月からの紀の川市債権管理条例の施行に伴い、市の公債権でもある保育料についても納付の公平性を確保するため、納期限を過ぎた保育料については、延滞金が発生することになりますので、納期限内納付をお願いします。

11 紀の川市内保育所（園）配置図



保育所入所 Q & A



Q 1. 育児休業中でも保育所(園)の申込みはできますか。

育児休業中で入所申込みができるのは、「入所希望月の翌月16日までに職場復帰をする証明(就労証明書)が提出できること」になります。育児休業を継続している場合は入所事由とはなりません。

ただし、既に保育所(園)に入所している児童は、引き続き保育所(園)に通園することが可能な場合もあります。

Q 2. 祖父や祖母と同居していますが、保育所(園)の申込みはできますか。

祖父母等が65歳未満で、児童の保育ができる場合は、申込みができません。

保育できない場合は、祖父母の保育ができないことを証明する書類が必要です。

(65歳以上の場合は、保育ができないことを証明する書類の提出は不要です)

Q 3. 受付日以降に紀の川市へ転入する予定です。保育所(園)への入所申込みはできますか。

紀の川市で新居を建築中等、転入後の住所が明確な場合は申込みが可能です。

ただし、令和4年4月1日時点で紀の川市に住民票がない方は入所の決定を取り消します。

Q 4. 母親の出産のため保育所(園)に入所しました。産前産後の期間が終わっても、引き続き入所できますか。

母親の出産を理由に保育所(園)に入所した場合、出産月の後2か月の月末で保育期間が満了(=退所)となります。

その後も引き続き家庭で保育ができない場合は、入所期間満了月の10日までに「保育を必要とする事由」を証明する書類を、こども課又は保育所(園)へ提出してください。

Q 5. 求職活動でも申込みはできますか。

申込みは可能ですが、求職活動で申込みをする場合の保育期間は入所日から3か月となります。

就労開始後はすみやかに就労証明書をこども課又は保育所(園)へ提出してください。

入所期間満了月の10日までに就労証明書が提出された場合、保育期間を延長することが可能です。

Q 6. 世帯の状況が変わりました。届出は必要ですか。

引越しや離婚、婚姻などにより世帯状況が変わった場合は、新たな入所申込書の提出が必要です。

事実認定の翌月から(1日付けで変更の場合は当月に含みます)保育料が変更になることがありますので、早めに届出をお願いします。

Q 7. 離婚を前提とした別居中の保護者(父または母)の就労証明等は必要ですか。

別居中であっても離婚成立前であれば、それぞれの証明が必要になります。ただし、離婚調停中であることの書類(裁判所からの調停呼出状や弁護士が離婚協議に携わっていることの証明)などがあれば別居中の保護者の証明は必要ありません。

Q 8. 保育所(園)を退所するときは、届出は必要ですか。

保育の実施期間中に退所する場合は、退所希望日の2週間前までに退所届を提出してください。

提出が遅れた場合は、翌日以降も保育料がかかることがあります。

Q 9. 勤務形態が変わったので就労証明書を再提出しました。教育・保育給付認定の変更はいつになりますか。

「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合、必ず新たな証明書を提出していただきます。

その際、毎月25日までに証明書を提出していただきますと、翌月からの変更となります。

令和4年度 保育所入所申込書（兼教育・保育認定申請書）

令和 年 月 日

紀の川市長 宛

〒 649-6492

保護者(申請者) 住 所 紀の川市 西大井338番地

※令和3年1月1日現在の住所

携帯電話(父) 090-xxxx-xxxx

氏 名 紀の川 太郎

携帯電話(母) 090-xxxx-xxxx

※申請者以外が提出する場合に記入。上記申請及び個人番号の提出について、次の者に委任します。

受任者(提出者) 紀の川 花子

申請者との続柄 妻

◇次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び保育所等入所の申込みをします。

申請児童	氏名 (フリガナ) きのかわ じろう 紀の川 二郎	生年月日 平成30年11月7日生 (令和4年4月1日時点の年齢 3歳)	性別 (男)・女	障害者手帳 療育手帳の所持 有・無
	個人番号 x x x x x x x x x x x x x x x x			
	利用を希望する施設名 第1希望 ○○保育所 見学 (希望理由) 既に兄が入所しているため 第2希望 △△保育所 見学 (希望理由) 職場に近い 第3希望 ××保育所 見学 (希望理由) 通勤経路上にあるため			
保育の利用を希望する期間		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで		
希望した施設が利用できなかった場合		□申込みを取下げる □その他空きのある施設を希望する ☑待機する (□第1希望のみ □第1希望と第2希望 ☑第1希望から第3希望)		
同時に入所申請する兄弟姉妹がいる場合 (該当者のみ記入)		□同時に同じ保育施設に入所できなければ入所しない。 □同時に入所できれば、別々の保育施設でもよい。 □別々の保育施設でも入所できる児童から入所する。		

○入所児童の家庭の状況 (住民票上の世帯分離や二世帯住宅は同居親族とみなしますので、記入してください)

※また、「別居していても、生計が同一の子ども」がいる場合は、その子どもも記入してください。(例：離れて暮らす高校生や大学生など)

区分	氏名 (フリガナ)	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等 (学校名学年は令和3年4月時点)	備考 ※別居の場合など	
児童の世帯員	きのかわ たらう 紀の川 太郎	父	⑤・H・R 55年11月20日	男	□□(株) △△営業所 個人番号 x x x x x x x x x x x x x x x x		
	きのかわ はなこ 紀の川 花子	母	⑤・H・R 56年9月2日	女	(有)△△商店 個人番号 x x x x x x x x x x x x x x x x		
	きのかわ いちろう 紀の川 一郎	兄	S・④・R 27年4月2日	(男)・女	○○小学校1年		
	きのかわ いわお 紀の川 岩夫	祖父	⑤・H・R 31年10月9日	(男)・女	農業		
	きのかわ まさえ 紀の川 マサエ	祖母	⑤・H・R 32年7月7日	男・(女)	農業		
			S・H・R 年 月 日	男・女			
	生活保護の適用の有無						なし・あり (生活保護開始日： 年 月 日)
	在宅障がい者(児)の有無						なし・あり (氏名：) ※「あり」の場合は、各種手帳等の写しを添付。
ひとり親家庭の状況等 ※母(父)子世帯であることが確認できる書類を添付		該当しない	離婚・離婚前提別居中(協議中・調停中) → 時期： 年 月 日 未婚・死別・その他 ()				

(裏面も御記入ください →)

記入例・裏

◎保育を必要とする理由

続柄	
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）

◎祖父母の状況			氏 名	住 所（別居の場合のみ記入）	職業
父方	祖父	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 死亡	紀の川 岩夫	電話番号（ ）	☒ 有 ☐ 無
	祖母	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 死亡	紀の川 マサエ	電話番号（ ）	☒ 有 ☐ 無
母方	祖父	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 死亡	和歌山 正男	和歌山市小松原通1-1 電話番号（073-xxxx-xxxx）	有 ☒ 無
	祖母	☐ 同居 ☐ 別居 ☒ 死亡	和歌山 京子	電話番号（ ）	有 ☐ 無

申込み前の 保育状況	☐ 認可保育所・認定こども園・小規模保育所に入所していた（施設名 ）
	☐ 認可外保育施設・託児所に入所していた（施設名 ）
	☒ 家庭で保護者が保育していた ☐ …産休・育休を取得中であった場合は✓をつけてください
	☐ 親族（同居・別居）が保育していた
	☐ その他（具体的に： ）

【申請にあたっての同意事項】

- 1 紀の川市が施設型給付費・地域型保育給付費の認定に必要な情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設に対して提示することがあります。
- 2 紀の川市が教育・保育給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法第16条により必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- 3 保育料等を滞納した場合は、児童手当法第21条および22条の規定に基づき、紀の川市長から支給を受ける児童手当等から、当該児童手当等の支払期日をもって、滞納保育料等の支払いに充てるものとします。なお、滞納保育料等の支払が完済するまでの期間、児童手当等から充てるものとします。※保育料等とは、保育に係る諸経費全てを含みます。
- 4 世帯構成が変更になった場合や、保育を必要とする理由など、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届けること。
- 5 就労状況等の確認のため、雇用主その他の関係先に報告を求めることがあります。
- 6 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

上記の事項を確認のうえ同意します。

紀の川市長 様

保護者氏名 紀の川 太郎

紀の川市保育所（園）一覧表

★（令和４年度における入所年齢児）０歳児…R3.4.2～、
１歳児…R2.4.2～R3.4.1、
２歳児…H31.4.2～R2.4.1
３歳児…H30.4.2～H31.4.1、
４歳児…H29.4.2～H30.4.1、
５歳児…H28.4.2～H29.4.1

保育所（園）名	受入年齢児	新規入所受付		保育時間（平日）		保育時間（土曜日）		所在地	電話番号
		受付日	受付時間	通常	延長保育	通常	延長保育		
打田地区 こぼと保育所 八王子保育所 なるき保育所	おおむね生後3か月～5歳児	令和3年11月5日	9:00～12:00 13:00～16:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	上野85	77-2010
	2歳児～5歳児	令和3年11月15日	9:00～12:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	下井阪416	77-5012
	2歳児～5歳児	令和3年11月4日	13:00～16:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	南中367	77-3022
粉河地区 (私立)粉河保育園 (私立)山の子共同保育園	おおむね生後6か月～5歳児	令和3年11月12日	13:00～16:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	粉河460-1	73-2222
	おおむね満1歳児～5歳児	令和3年11月16日	15:00～16:00	8:30～16:30	7:30～18:30	8:30～11:00	7:30～12:00	北長田546	60-1812
	おおむね生後6か月～5歳児	令和3年11月12日	9:00～12:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	名手市場736	75-2046
龍田地区 (私立)名手保育園 (私立)安楽川保育園	おおむね生後6か月～5歳児	令和3年11月8日	9:00～12:00 13:00～16:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	桃山町元386-1	66-0531
	2歳児～5歳児	令和3年11月9日	9:00～12:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	貴志川町神戸338	64-2843
	1歳児～5歳児	令和3年11月9日	13:00～16:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	貴志川町井ノ口183	64-5007
貴志川地区 西貴志保育所 西貴志保育所 丸栖保育所	3歳児～5歳児	令和3年11月11日	9:00～12:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	貴志川町長原722	64-6563
	1歳児～5歳児	令和3年11月11日	13:00～16:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	貴志川町丸栖275	64-6198
	おおむね生後4か月～5歳児	令和3年11月4日	9:00～12:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～14:00	貴志川町長山277-781	64-6633
小規模保育 (私立)ながやま保育園 (私立)未来保育園 (私立)ニチキッズのかがり保育園	おおむね生後10か月～2歳児	令和3年11月16日	14:00～15:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～12:00	7:00～13:00	中三谷18-1	77-7776
	おおむね生後8週～2歳児	令和3年11月16日	13:00～14:00	8:00～16:00	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～19:00	打田704-5	78-1480
	おおむね生後8週～5歳児	令和3年11月16日	9:00～12:00	8:30～16:30	7:30～20:00	8:30～16:30	7:30～18:30	古和田238-1	78-1881
認定こども園 (私立)レイモンドこども園 (私立)愛の光幼稚園	1歳児～5歳児	令和3年11月15日	13:00～16:00	8:15～16:15	7:30～18:30	8:15～12:00	7:30～13:00	粉河4620-4	73-3356
	2歳児～5歳児	令和3年11月17日	13:00～16:00	8:30～16:30	7:30～18:30	8:30～11:30	7:30～12:30	貴志川町岸小野207	64-9514

問い合わせ先

入所申込み手続きについて、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

紀の川市 福祉部 こども課 保育班
電話：0736-77-0863

(注1) 粉河保育園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、5歳児の募集はありません。

(注2) 山の子共同保育園での0歳児の受入は、満1歳の誕生日後、歩けるようになってからとなります。

(注3) 安楽川保育園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4歳児・5歳児の募集はありません。

(注4) ながやま保育園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4歳児・5歳児の募集はありません。

(注5) レイモンドこども園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、3歳児・4歳児・5歳児の募集はありません。

(注6) 愛の光幼稚園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4歳児・5歳児の募集はありません。

(注7) あおば幼稚園の新規入所受付は、継続進級児で定員に達するため、4歳児・5歳児の募集はありません。